

第 4 回生物多様性国家戦略懇談会 N G O 意見発表

草刈 秀紀
WWF ジャパン自然保護室

1) 鳥獣保護法(地方自治体の現状)

1 - 1 . 1998年と2001年の地方自治体アンケートの比較

1998年と2001年の地方自治体アンケートの比較 99年の鳥獣保護法が改正を見据えて98年に「鳥獣保護法「改正」を考えるネットワーク(鳥獣ネット)」は、全国の地方自治体へ「鳥獣保護法に関するアンケート」調査を行った。その後、鳥獣ネットは、「野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク」として活動の範囲を広げた。今年の春、再び全国の地方自治体へ「法改正」後の各都道府県における施行の動向アンケート」調査を行った。98年の法改正前と4年後の地方自治体のおかれている状況を解説する。

資料 : 鳥獣保護法「改正」を考えるネットワーク調査
野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク調査

1 - 2 . ニホンザルの有害駆除に関する市町村アンケート集計結果

地球生物会議が全国の506市町村へ「ニホンザルの有害駆除に関する市町村アンケート」調査を行った。その集計結果から市町村レベルでの状況を解説する。

資料 : 地球生物会議(ALIVE)調査

1 - 3 . 海生哺乳類に関する要望

一方、海生哺乳類については、資源としての観点からのみ取り扱われている。しかしながら新たに作られている水産基本法には、野生生物種の保護と海の生態系を守る観点が抜け落ちている。

資料 : イルカ・クジラアクション・ネットワークの要望及び日本のイルカ鯨

1 - 4 . 種の保存法の問題点等

日米の種の保存法、特に絶滅からの回復状況を比較した場合、例えば哺乳類では、47種の回復計画が進められているが日本では2種だけである。ジュゴンについては、水産庁と環境庁の覚書から外されることになったが、国内希少野生動植物種に指定し、生息地等保護区の指定が必要である。絶滅のおそれのある動植物の密輸入を防止する施策を強化する必要がある。

資料 : 絶滅からの回復・日米法制度比較表

2) 野生生物保護法制に向けて

2 - 1 . 99年の附帯決議から

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、「野生鳥獣の保護を一層明確にした法制度、鳥獣による農林業者の被害救済措置、公的機関が主導する捕獲体制の強化、野生鳥獣の保護管理のための国と地方の責務の一層の明確化等につき早急に検討を行うこと。」と決議された。

2 - 2 . 野生生物保護法制定をめざす全国ネットワークの目標から

種の絶滅を防止するのがせいっぱいの「種の保存法」を、特別の保護措置を必要としない状態にまで種を回復させる「野生生物保護法」へ改正する。また、狩猟及び鳥獣保護に関する法制度、水産資源保護に関する法制度、その他野生生物保護に関連しかつ早期の対応が特に必要と考えられる法制度を、「野生生物保護法」の趣旨に合うものへ改正する。

資料 : 野生生物ネット「2002年に向けた共通の目標」

3) 環境リスク評価手法の確立

3 - 1 . 化学物質による環境リスク対策

多数の化学物質が様々な環境媒体から検出されているが、それらの物質が野生生物や生態系に与える影響については未だ信頼の置ける評価手法は確立されていない。我が国の生物多様性を保全する上で特に重要な地域に関しては、重点的な環境濃度のモニタリングを実施するとともに、PRTR等の暴露情報なども参考にしながら、必要に応じて予防的または応急的なリスク削減措置がとれるような制度的仕組みが必要である。

4) その他

4 - 1 . 森林認証制度(FSC)による認証林の拡大

WWF ジャパンでは、森林認証制度(FSC)による認証林を増やしてゆく努力をしている。これまで、三重県の速水林業および高知県檜原町の森林組合がFSC認証取得している。FSCの原則として、生物多様性条約等の国際的取り決めの遵守、森林管理は、生物の多様性とそれに付随する価値、

水資源、土壌、壊れやすい生態系や景観を保全し、生態学的な機能や森林の健全さを維持するものとしている。

資料：WWF ジャパンホームページ森林保護参照

4 - 2 . 地球温暖化の日本への影響2001より

地球温暖化(気候変動)による生態系や生物多様性への影響が懸念されている。生物多様性を保全する観点から具体的な方策の検討が急務である。

資料：「地球温暖化の日本への影響2001」陸上生態系への影響より